

四日市市告示第 399 号

四日市市自転車等放置防止条例（昭和61年四日市市条例第33号）第13条第2項の規定により放置自転車等の保管状況を次のように告示する。

平成27年 9月 28日

四日市市長 田 中 俊 行

- 1 移動した自転車等の台数
別表のとおり
- 2 移動した年月日
別表のとおり
- 3 放置されていた区域
別表のとおり
- 4 保管場所
第2保管場所 四日市市小生町地内
- 5 保管期間
移動日から起算して90日
- 6 連絡先
四日市市諏訪町1番5号
四日市市役所都市整備部道路管理課交通安全係
電話 354-8154

(都市整備部道路管理課)

別表（保管の告示）

移動した年月日	放置されていた区域	移動した自転車等の台数
平成27年8月10日	諏訪栄町 地内	1 台
平成27年8月12日	日永西三丁目 地内	5 台
平成27年8月13日	采女が丘一丁目 地内	1 台
平成27年8月13日	大字西阿倉川 地内	1 台
平成27年8月17日	波木が丘町 地内	1 台
平成27年8月18日	泊山崎町 地内	1 台
平成27年8月18日	尾平町 地内	2 台
平成27年8月18日	菅原町 地内	1 台
平成27年8月18日	新正五丁目 地内	2 台
平成27年8月18日	赤堀南町 地内	1 台
平成27年8月27日	西日野町 地内	1 台
平成27年8月21日	川島町 地内	1 台
平成27年8月31日	尾平町 地内	1 台
平成27年8月31日	川島町 地内	2 台
	合 計	21 台